

一定規模以上の防火対象物に防火管理者を選任し、消防計画に基づく訓練を行うことが義務付けられています。（消防法第8条）

火災発生時には、防火対象物で勤務する従業員や居住者が消火、通報及び避難誘導等の活動を行わなければなりません。

火災という緊迫した状態では、落ち着いて適切な行動をとることが重要で、万一火災が発生しても、あわてずに行動ができるように普段から訓練を実施しておくことが大切です。

【訓練の内容と実施回数】

種別	訓練の内容	訓練の回数	
		特定用途防火対象物 ※1	非特定用途防火対象物 ※2
消火訓練	消火器や屋内消火栓を使用した初期消火の訓練	年2回以上	消防計画に定めた回数
避難訓練	建物内に発災を知らせ、避難、誘導及び避難器具の訓練		
通報訓練	発災の確認後、建物内に周知し、消防機関に通報する訓練	消防計画に定めた回数	

※1 特定用途防火対象物とは、不特定多数の方が利用し、火災が発生したときに、人命に及ぼす危険性が高い防火対象物（劇場、集会場、カラオケボックス、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、病院、福祉施設、保育園等）です。

「通報訓練」については、「年1回以上」実施するように、消防計画に定めてください。

※2 非特定用途防火対象物とは、特定多数の方が利用する防火対象物（共同住宅、学校、工場、神社、倉庫、事務所等）です。

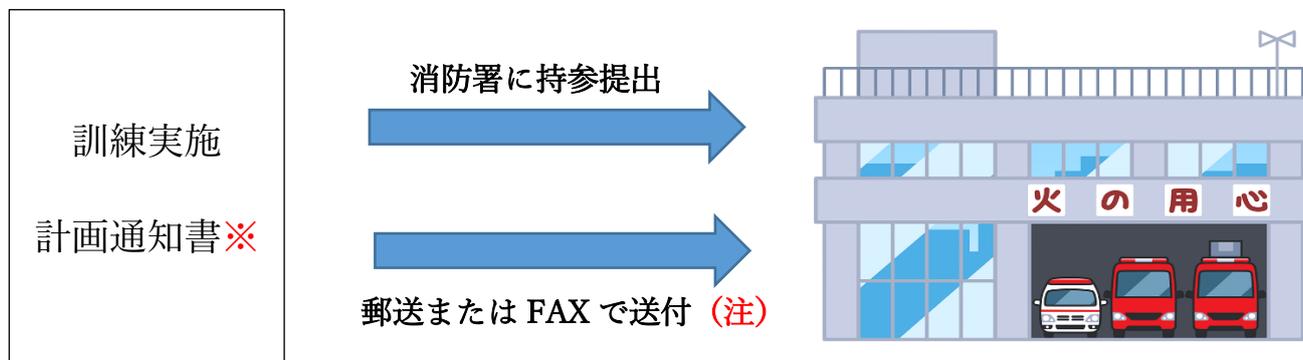
次のページもご覧ください！



【訓練を実施する場合の消防機関への通報（連絡）について】

訓練を実施する場合には、事前にその旨を消防署に通報（連絡）をしなければならないと規定されています。（消防法施行規則第3条第11項）

次のいずれかの方法で、訓練の通報（連絡）をしましょう。



※ 様式は西条市ホームページの「申請書ダウンロード」からもダウンロードできます。

(注) 副本（控え）が必要な場合、消防署に持参提出してください。

(備考)

- ・実際に119番を行う場合は、事前に指令センターに連絡してください。
- ・消防署の指導が必要な場合は、事前にご相談ください。

【お問合せ先】

通知書提出または指導に関することは、

西条市東消防署 TEL：0897-55-0119 FAX：0897-52-1299

西条市西消防署 TEL：0898-68-0119 FAX：0898-68-5200

119番通報に関することは、

指令センター TEL0897-52-1436